

# 資産税関連の税理士賠償責任と対策

弁護士法人ピクト法律事務所  
代表弁護士 永吉啓一郎

## 講師紹介

- 法人名 弁護士法人ピクト法律事務所
- 所在地 東京都渋谷区渋谷 3-1 2-2 2  
渋谷プレステージ 8階
- 代表者 永吉啓一郎
- 社員数 13名（うち弁護士9名）

# 講師紹介

愛知県知多市出身

2011年 司法試験合格

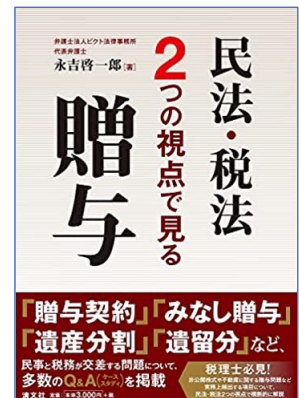
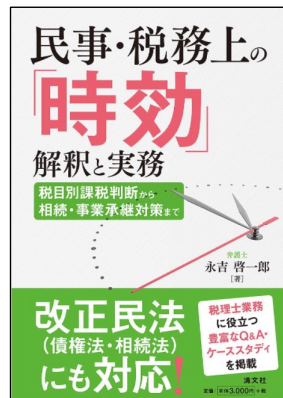
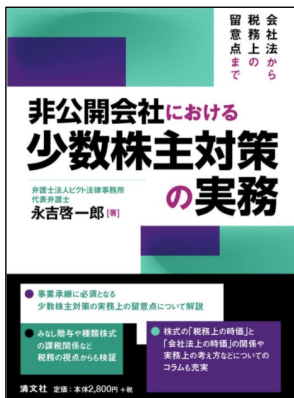
2012年 鳥飼総合法律事務所入所

2015年 弁護士法人ピクト法律事務所を設立し、代表に就任

現在、200名を超えるの「税理士」が会員となっている「税理士法律相談会」を運営し、年間400件以上の相談を受けている。特に法務と税務がクロスオーバーする領域に定評があり、税理士と連携した税務調査支援、税務争訟対応、相続・事業承継事前対策と紛争対応、少数株主事前対策と紛争対応、税賠対応（税理士側）や税理士事務所内部の法的整備などを多く取り扱っている。税理士事務所の法務インフラとなることで税理士事務所及び中小企業の発展に貢献することを目標としている。

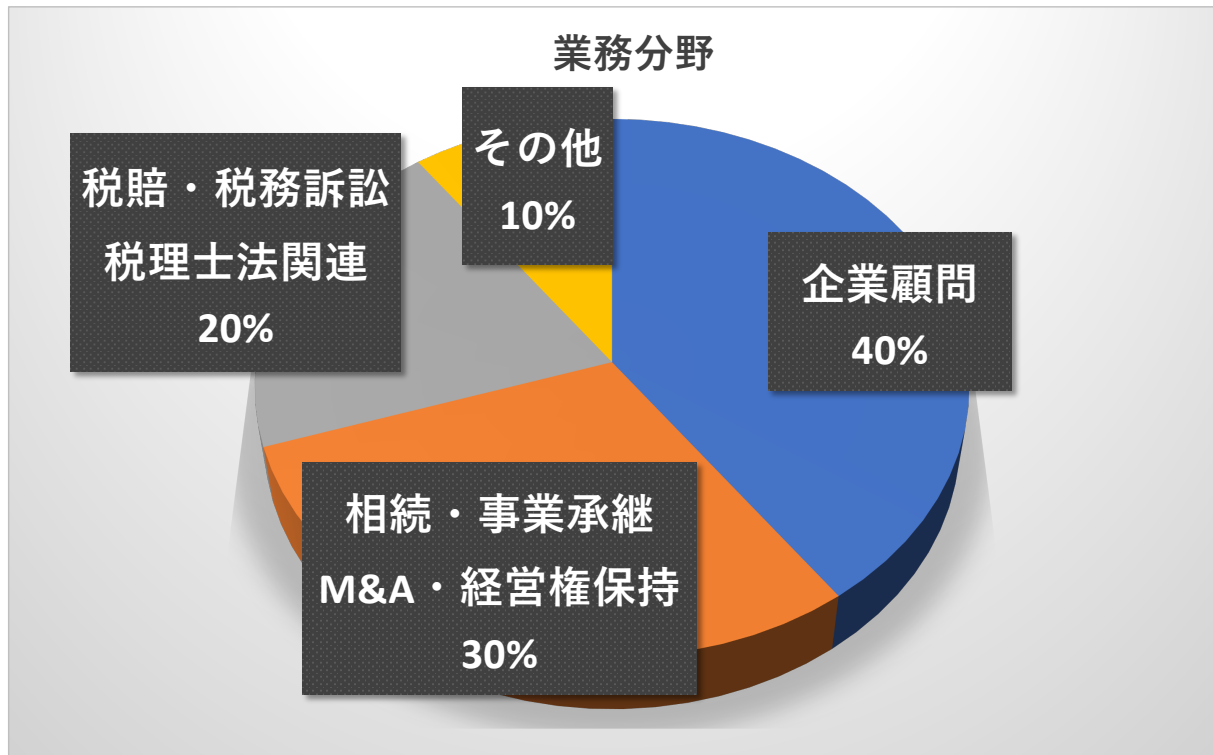
# 講師紹介

## 主な著書等



# 講師紹介

## 弁護士法人ピクト法律事務所



# 講師紹介

## 税理士法律相談会

200名以上の税理士が登録中!

年間400件以上!  
税理士の相談を受ける弁護士が回答

### 税理士法律相談会

メーリングリスト相談サービス

30日間全額返金保証付き

1. いつでも弁護士に相談できる
2. 税理士・関与先の対面・Web面談可
3. 税賠対策などの特典書式ダウンロード

弁護士法人ピクト法律事務所  
代表 永吉 啓一郎

# 今日のトピック

---

- 1 税理士賠償責任の基礎
- 2 相続税にまつわる税賠事例と対策  
(相続税申告書の作成のポイント含む)
- 3 特例事業承継税制と税賠対策

## 税理士賠償責任の基礎

---

# 税理士と関与先の契約関係

## 委任契約

①顧問契約（記帳代行含む）  
（最高裁昭和58年9月20日）

②税務申告書の作成・提出等  
（東京地裁平成22年12月8日等）

※相続税対策等のコンサルティング  
＝①と同様

8

# 税理士と関与先の契約関係

## 受任者の義務

①善管注意義務（民法644条）

②報告義務（民法645条）

第645条 受任者は、委任者の請求があるときは、いつでも委任事務の処理の状況を報告し、委任が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。

③受取物引渡義務（民法646条1項）

第646条 受任者は、委任事務を処理するに当たって受け取った金銭その他の物を委任者に引き渡さなければならない。その収取した果実についても、同様とする。

9

# 税理士賠償責任の類型

善管注意義務（民法644条）

税賠における（善管注意）義務違反の類型

(1) 法令等の調査・確認義務

(2) 事実の調査・確認義務

(3) 説明・助言義務

# 善管注意義務違反の類型

(1) 法令等の調査・確認義務

東京高裁平成15年12月25日判決

税理士は「税務に関する法令、実務の専門知識を駆使して、依頼者の要望に適切に応ずべき義務があり、法令に適合した適切な申告をすべきことはもとより法令の許容する範囲内で依頼者の利益を図る義務があると解するのが相当」

Ex 税理士が、居住用財産の特別控除の規定が、同族会社に対する譲渡では不適用であることを知らずに、特例適用が可能との助言を行ったために損害が発生した事例  
(東京地裁平成12年6月30日判決)

# 善管注意義務違反の類型

## (2) 事実の調査・確認義務

具体的に争いになる場面

依頼者からの説明・提供資料にのみ依拠して、それ以上の調査・確認をしなかった場面

# 善管注意義務違反の類型

## (2) 事実の調査・確認義務

裁判例から見る考慮要素

- 委任契約の**対象事項の範囲が限定**されているか
- 依頼者の資料提供の不備等で、適正な申告を実施できないおそれの程度
- 依頼者の**説明・提供資料に不備があることを推測させる事情**を税理士が認識または、どの程度容易に推認可能であったか
- 依頼者に対して、**説明及び資料の提出を求めていた程度**
- 依頼者にかかる不利益の程度

# 善管注意義務違反の類型

## (3) 説明・助言義務

具体的に争いになる場面

○ 選択の余地のある税務処理をする場合

○ 否認リスクがある税務処理をする場合

# 善管注意義務違反の類型

## (3) 説明・助言義務

裁判例から見る考慮要素

◆ 選択の余地のある税務処理をする場合

○ 委任契約の**対象事項の範囲が限定**されているか

○ 説明事項について、依頼者に生じる課税上の利害得失の程度

○ 前項の利害得失の大きさを税理士が知っていたまたはどの程度**容易に**推認可能であったか

◆ 否認リスクがある税務処理をする場合

○ 否認リスクの程度

○ 否認リスクについての説明の有無・程度





# 相続税にまつわる税賠事例と対策 (相続税申告書の作成のポイント含む)

## 事実の調査・確認義務

- 税理士は、相続人Xらから相続税申告を受任し、Xらの説明や資料をもとに相続税申告を行った。
- 税理士は、被相続人Aの生前、Aの所得税申告の依頼を受けており、Aの海外における医療費に関する資料を受け取ったことがあったことや相当な資産家であったことを認識していた。
- 相続人Xらから、相続財産についての説明や資料の提出を受けたが、そこには、海外資産についての記載は一切なかった。
- その後、税務調査により、海外資産が漏れていることが発覚し、本来の申告額との差額についての加算税及び延滞税分を損害賠償請求された。

# 事実の調査・確認義務

裁判所の判断（東京高裁平成25年1月24日）

税理士は、被相続人Aの生前、Aの所得税申告の依頼を受けており、Aの海外における医療費に関する資料を受け取ったことがあったことや相当な資産家であったことを認識しており、海外資産を保有している可能性が高いと認識していたことが認められるにもかかわらず、海外資産の有無について、Xらに確認し、資料の提出を求めることや内容の調査をするように依頼することもなかったことから、事実の調査・確認義務違反を認めた。

# 事実の調査・確認義務

## 事前対策

- ・ 国外財産の確認をしているメール等の証拠化
  - ・ 申告前の相続財産の確認書作成
- 国外財産の有無：「無」とチェック。

（参考：補助資料①）

## 説明・助言義務違反①

○ 税理士は、相続人間の遺産分割協議が成立したのちに、相続税の申告をする旨の依頼を受けた。

○ 税理士は、この遺産分割に基づき申告を提出したが、延納許可申請書の提出はしなかった。

○ 依頼者は、委任契約の内容として、延納許可申請も含まれていたにも関わらず、税理士は義務を怠ったと主張して、一括納付できなかったことから、延滞税と利子税の差額について損害賠償請求をした。

○ 契約書には、「相続税申告をすること及びそれに付随する税理士法2条の一切の税理士業務を行うこと」とされていた。

## 説明・助言義務違反①

① 税理士は、延納許可申請をする義務を負うか。

② 相続税の納付方法の説明義務を負うか。

# 説明・助言義務違反①

## ○対策

契約書による業務範囲の明確化

以下の条項を契約書に入れるまたはメールをしておく。

相続税の納付期限：〇〇〇〇年〇月〇日  
納付ができない場合には、延納許可申請（後日の納付）や物納許可申請（相続取得財産による納付）が可能な場合がありますので、〇〇〇〇年〇月〇日までにご相談ください。

## 説明・助言義務違反②

○ 税理士は、申告期限までに遺産分割がまとまることを想定して、相続税申告書の作成・提出についての業務を受任した。

○ しかし、現実には、遺産分割協議の過程で不動産を誰が取得するのかについて相続人間で争いが生じ、申告期限までに遺産分割がまとまる見込みはなくなった。

○ 税理士との窓口となっていた相続人（X）と争いのある相続人（Y）のうち、Yからは依頼は解約された。

○ その後、税理士は、Xからの依頼は継続していたため、未分割による相続税申告（分割見込書あり）をした。

○ 税理士としては、依頼事項は終了したと思っていたが、その後、申告期限後、2年経過時に遺産分割をした

X・Yから小規模宅地特例を適用するための更正の請求の期限を過ぎてしまったとして、損害賠償請求をされた。

26

## 説明・助言義務違反②

① 税理士は、更正の請求をする義務  
まで負うか？

② 特別の更正の請求（相続税法32条）  
ができるところまで説明することが  
必要か？

## 説明・助言義務違反②

### ○対策

- ・ 契約書による業務範囲の明確化
- ・ 未分割申告事案では、以下の条項を契約書または申告書提出前の確認書を作成する。

申告期限後3年以内に遺産分割協議の内容が確定した場合には、分割協議が確定した日の翌日から4ヶ月以内に更正の請求（税額の減額）ができる可能性があります。

また、申告期限後3年を経過する日において遺産分割協議が確定しない場合でも、その翌日から2ヶ月を経過する日までに別途の手続きを行うことにより、その後分割協議が確定した際には、同様に更正の請求（税額の減額）ができる可能性があります。

3年以内に分割協議が確定した場合または確定せずに3年を経過する見込みとなった際は、弊社またはその他税理士にご相談ください。

## 説明・助言義務違反③

- 被相続人（当時は生存）Xは、税理士法人に原告会社に対する約11億円の貸付債権について相続対策を相談。
- 相談を税理士法人の担当者は、「原告会社が現物出資をして新会社設立し、原告会社を解散・清算させる方法」（清算方式）と「代表者が保有する債権を原告会社に現物出資し、代表者に対して原告会社に株式の割当を行うという方法」（DES方式）を説明
- その後、当該担当者は退職し、引継いだ税理士が、DES方式のみ説明し、これを実行するのをすすめる。実行後、X死亡
- 平成18年度税制改正によりDESを実行した場合に債権の額面金額と時価との差額が債務消滅益となる・・・？
- 引継いだ税理士は、DESをなかったこととして確定申告その後、相続税申告と合わせるために債務消滅益前提とする修正申告

30

## 説明・助言義務違反③

平成28年5月30日東京地裁

裁判所は、

清算方式によれば、原告会社は、債務免除と期限切れ欠損金を利用して、所得金額なくは0円とできる旨（法人税0円）及び債務免除により貸付債権も相続税の課税対象とならなくなるから貸付債権についての相続税も発生しないと指摘

→債務免除益に対して課税額を損害として認定した。



## 説明・助言義務違反③

### ○対策

- 引継ぎの所内体制の構築
- 提案書の交付
- 最終意思決定の証拠化

# 相続税申告契約書作成のポイント

## ○一般的な税賠リスクヘッジの契約書作成の重要事項

### ①業務範囲の明確化

（当事者の特定・委任範囲の特定）

### ②役割責任分担

### ③説明助言と免責

### ④中途解約条項

### ⑤賠償額の免責・制限

34

## ①業務範囲の明確化

### ○当事者の特定

契約当事者は、申告の依頼を受ける  
相続人全員（押印含む）とし、代表相続  
人を定める

（委託者の代表）

第●条 甲は、代表者を●●●（以下、「代表者」という。）  
と定め、委託者全員がこれを了承する。

2 乙は、本契約及び今後の本件業務に関する説明等を代  
表者に行えば足り、その説明義務等を完全履行したこと  
になることについて、甲全員が確認し、了承する。

35

# ①業務範囲の明確化

## ○委任範囲の特定

(甲：依頼者 乙：税理士)

(委託の範囲)

第●条 甲は、乙に対し、被相続人故●●●●氏にかかる相続（以下、「本件相続」）税に関して、下記に定める業務を委託する。

- 一 相続税申告書の作成
- 二 相続税申告書の提出

2 前項の業務（以下、「本件業務」という。）には、延納申請書及び物納申請書の作成・提出は含まないものとする。

# ②役割責任分担

(資料等の提供及び責任)

第●条 甲は、本件業務の遂行に必要な説明、書類、記録その他の資料（以下、「資料等」という。）をその責任と費用負担において乙に提供しなければならない。

2 甲は、乙から資料等の請求があった場合には、乙に対して、資料等を速やかに提出しなければならない。甲からの資料等の提出がないとき又は提出時期が乙の正確な業務遂行に要する期間を経過した後であるときは、それに基づく不利益は甲において負担する。

3 甲の乙に対する資料等の提供不足、資料等の内容に誤りがあったことに起因して、甲に不利益が生じたとしても、その不利益は甲において負担するものとし、乙は、責任を負わない。

4 甲の乙に対する資料等の提供不足、資料等の内容に誤りがあったことに起因して、第三者に損害が生じた場合には、その責任は甲が負担する。

## ③説明助言と免責

(説明及び免責)

- 第●条 乙は、本件業務の遂行にあたり、甲が行う必要がある事項（本件業務における処理の方法が複数存在する場合や相対的な判断を行う必要がある場合における選択等）が存在するときは、甲に対して説明し、承諾を得るものとする。甲が当該承諾をしたときは、当該事項につき、その後に生じる不利益について甲が責任を負う。
- 2 甲は、乙から前項の説明を受け、承諾を求められた場合には、速やかに回答する義務を負う。甲が、乙の正確な本件業務遂行に要する期間を経過するまでに回答をしない場合には、それにより生じる不利益は甲において負担する。
  - 3 乙の本件業務に関する説明は、説明時点において施行されている法令通達等に基づくものとする。

## ③説明助言と免責

(納税についての説明)

- 第●条 乙は、甲に対して、納税方法について、下記の事項を説明し、甲はこれを確認・了承した。
- 一 本件相続税の納付期限は、平成●●年●●月●●日であること
  - 二 納付の方法としては、延納（後日の納付）申請及び物納（相続により取得した財産による納付）申請が可能な場合があること及びこれらの制度について
  - 三 甲は、乙に対して、第一号の納付期限までに金銭による納付が困難な事情があり、前号の延納及び物納の利用を検討する場合には、平成●●年●●月●●日まで、相談することとし、この相談がなく物納及び物納の利用ができなかった不利益は、甲が負担する。
  - 四 甲と乙は、前号の相談により、延納申請または物納申請をする場合には、別途書面による合意書を取り交わすこと

## ③説明助言と免責

(不動産鑑定士による評価)

- 第●条 乙は、甲に対して、本件相続の相続財産に不動産がある場合には、税理士による価額の評価方法のみでなく、不動産鑑定士による評価方法も存在することを説明した。
- 2 甲は、前項の不動産鑑定士による評価方法を検討する場合には、乙に対して、平成●●年●●月●●日までに、書面またはメールで通知するものとする。
  - 3 前項の通知がない場合には、不動産鑑定士による評価を採用しなかったことで、甲に不利益が生じたとしても、その責任は甲が負担する。

## ④中途解約条項

(契約の解除)

- 第12条 甲は、甲の責めに帰すべき理由（相続人間の争い等を含む）により本件業務の遂行が不能となった場合、及び甲の自己都合により本契約を解除する場合には、第3条に定めた金額の全額を乙に支払うものとする。
- 2 乙は、甲が本契約書に定める義務を履行しない場合等、甲の作為・不作為（不協力含む。）によって適切な税務処理ができない事由がある場合（相続人間の争いにより、共同で申告できなくなった場合を含む）には、一方的に解除できるものとし、その時期等を問わず、解除により甲に損害が生じたとしても一切責任を負わないものとする。

## ⑤賠償額の免責・制限

### ○消費者契約法 8 条

- 債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
- 債務不履行で故意または重過失で消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
- 不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
- 不法行為で故意または重過失で消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

42

## ⑤賠償額の免責・制限

(賠償額の制限)

第●条 乙が甲に対し、過失(重過失を除く)による債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償債務を負担する時は、その賠償額の上限は、甲が乙に対して支払った第●条に定める報酬額または「税理士職業賠償責任保険」で填補される金額のいずれか高い方を上限とする。

※ 横浜地判令和2年6月11日に注意

43

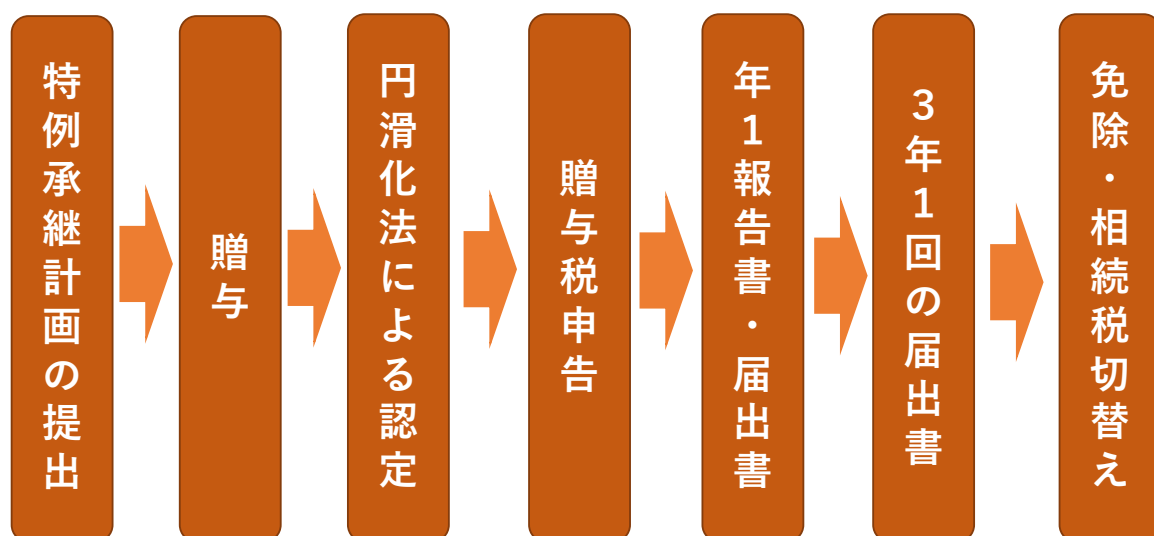


# 特例事業承継税制と税賠対策

46

## 特例事業承継税制と税賠対策

### ○贈与税の納税猶予・免除の流れ



47



# 特例事業承継税制と税賠対策

## ○贈与税に関する税理士の関与

- 1 現時点での税額試算、自社株評価  
(+株価対策コンサル)
- 2 特例承継計画作成・提出サポート  
(変更申請書)
- 3 円滑化法認定申請作成・提出サポート
- 4 贈与税申告書の作成・提出
- 5 報告書及び届出書の作成・提出サポート

48

# 特例事業承継税制と税賠対策

## ○事業承継税制の特殊性

### ①業務範囲の明確化

- ← ・ 長期的なものであるため、各段階ごとに受任する業務を限定する。
- ・ 誰と契約をすべきかを検討する。  
※契約者と支払者は別の議論

### ②役割分担

- ← ・ 特例承継計画の変更や適用後の届出の期日管理など

49

# 特例事業承継税制と税賠対策

## ○事業承継税制の特殊性

### ③説明助言と免責

契約の委任業務外だからといって、リスク説明をしなくても良いわけではない。

例：一般的な相続税申告書の作成・提出という委任内容でも、物納や延納制度の説明をする義務がある。



各契約段階ごとに必要となる説明及び免責の規定を入れる。

## 各段階での注意事項

# 各段階での注意事項

- 1 現時点での自社株評価、税額試算  
(+株価対策コンサル)
- 何をするのかを明確化する。
  - ・ 自社株の評価額算定
  - ・ 現時点における贈与税・相続税の試算
  - ・ 現時点における事業承継税制の適用判定
  - ・ 贈与・相続税についてのコンサル
  - ・ 株価対策（組織再編含む）は含まない。
  - ・ 法人顧問の範囲の確認  
(補助資料②第2条3項参照)
- 契約期間は、遅くとも贈与まで

# 各段階での注意事項

- 1 現時点での自社株評価、税額試算  
(+株価対策コンサル)
- 契約者
  - ・ 契約の条項の効果を及ぼすため、  
会社・先代経営者・後継者。  
※契約者と支払者は別の議論
- 主な説明・免責事項
  - ・ 事業承継税制の説明（第1条参照）
  - ・ 特例承継計画提出期限（第5条1項  
4号、2項参照）

## 各段階での注意事項

### 2 特例承継計画作成・提出サポート (変更申請書)

- 何をするのかを明確化する。
  - ・ 第2条参照
- 契約者
  - ・ 契約の条項の効果を及ぼすため、会社・先代経営者・後継者。  
※契約者と支払者は別の議論
- 説明・免責事項
  - ・ 第5条参照
  - ※無料で行う場合にも、契約書は締結する。

## 各段階での注意事項

### 3 円滑化法認定申請作成・提出サポート

- 何をするのかを明確化する。
  - ・ 第2条2項3号参照
  - ・ 贈与税・相続税の申告書は除外し、別途、後継者と申告に関する契約
- 契約者
  - ・ 契約の条項の効果を及ぼすため、会社・先代経営者・後継者。

# 各段階での注意事項

## 3 円滑化法認定申請作成・提出サポート

### ○ 説明（打ち切り事由）

（納税猶予の打ち切りに関する説明及び免責）

第●条 乙は、甲に対して、以下に掲げる事項が生じた場合には、納税猶予額の全額及び利子税の納付が必要となるおそれがあること説明し、甲は理解した。

【特例承継期間内】

- ① 甲3が甲1の代表権を有しないこととなったこと
- ② 甲3とその同族関係者（以下、「後継者グループ」という。）が有する甲1の議決権数が、過半数を有しなくなったこと

.....

【特例承継期間経過後】

- ① 甲3が贈与対象株式の全部を譲渡したこと

.....

56

# 各段階での注意事項

## 3 円滑化法認定申請作成・提出サポート

### ○ 説明（免除事由など）

第○条 以下に掲げる事項が生じた場合には、納税猶予税額の全部または一部の免除を受けられる場合があること及びその場合には、別途、相続税への納税猶予の切替え、免除申請手続きなどの手続きが必要になることを説明した。

- ① 甲2が死亡したこと

・  
・  
・

十 事前と事後に専門家に相談する旨。

## 各段階での注意事項

### 3 円滑化法認定申請作成・提出サポート

#### ○ 役割分担と免責

- ・ 打ち切り事由（年次報告・継続届出の期日管理・提出含む）や免除事由に関しては、甲の責任で管理すること
- ・ 管理ミスで不利益が生じたとしても、一切責任を負わないこと
- ・ 年次報告・継続届出書の提出などは、別途契約書を締結しなければ行わないこと

## 各段階での注意事項

### 4 贈与税申告書

「円滑化法認定申請作成・提出サポート」で、事業承継税制特有の説明や免責は行っているため、業務範囲のみ気をつける。



税賠対策がされた通常の贈与契約書で良い。不安があれば、「3」と同様の条項も入れておく。

## 各段階での注意事項

- 5 報告書及び届出書の作成・提出サポート
- ・業務範囲  
→税賠の観点からは1回ごとの契約とし、提出の度に契約をするのが無難。

●●●●年●月●日を期限とする円滑化法施行規則第12条の報告書の作成・提出に関する助言及び指導

●●●●年●月●日を期限とする税務署への事業承継税制継続届出書の作成・提出

## 各段階での注意事項

- 5 報告書及び届出書の作成・提出サポート
- 説明及び免責

- ・次回も依頼する場合には、契約書締結の上、依頼すること
- ・期日管理は、甲の責任
  
- ・次回の提出期限
- ・打ち切り事由・免除事由も同一のものを入れる

# ご清聴ありがとうございました。

事務所名	弁護士法人ピクト法律事務所
代表弁護士	永吉 啓一郎
所在地	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 3-1 2-2 2 渋谷プレステージ 8階
TEL	03-6427-2619
FAX	03-6427-2649
e-mail	info@pct-law.jp



200名以上の税理士が登録中  
**税理士法律相談会**  
メールリスト相談サービス

弁護士法人ピクト法律事務所  
代表 永吉 啓一郎